

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業で働く勤労者の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的に設立された公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）に対し、予算の範囲内において公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助対象とする経費は、センターの運営に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 管理運営費
- (3) 事業運営費

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするセンターの代表者（以下「申請者」という。）は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書及び収支予算書を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を決定するものとする。この場合において、市長は補助に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、速やかに公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第5条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定通知を受けた後において、当該事業の計画を変更しようとするときは、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金事業計画変更承認申請書（第3号様式）に変更事業計画書及び変更収支予算書を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金事業計画変更承認通知書（第4号様式）によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

(交付時期)

第6条 補助金は、第4条第1項の規定による交付決定後、4月及び10月の2期に分けて交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする交付決定者は、請求書を各期ごとに市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けた交付決定者（以下「補助事業者という。」）は、その事業を完了したとき又は補助金等の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金実績報告書（第5号様式）に事業結果報告書及び収支決算書を添えて、市長に報告しなければならない。

(監査)

第8条 市長は、必要に応じ、補助金に係る事業について監査できるとともに、その適正な執行について指示することができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が偽りその他不正行為により補助金の交付を受け、活動を中止し、又は補助金の交付要件を欠いた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、補助事業に係るセンターの支出額が補助金額より少ないときは、その差額を市に返還させるものとする。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 厚木市長

所在地
団体名
代表者名

次のとおり申請します。

1 事業名	
2 期間	
3 施行場所	
4 事業費	円
5 申請額	円
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/>

第2号様式（第4条関係）

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金交付決定通知書

年 月 日

様

厚木市長

Ⓜ

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1 事業名							
2 補助金交付決定金額	円						
3 補助条件	<p>(1) この補助金は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター事業運営のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。</p> <p>(2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。</p> <p>(3) 不正な方法により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、補助金交付の決定を取り消し、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずること。</p> <p>(4) 補助事業が完了したときは、定められた期限までに事業実績報告書に事業結果報告書及び収支決算書を添えて、市長に報告すること。</p> <p>(5) 交付時期は、4月及び10月の年2回とし、各回の補助額は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="592 1877 1010 2011"><thead><tr><th>交付月</th><th>補助額</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月</td><td>円</td></tr><tr><td>10月</td><td>円</td></tr></tbody></table>	交付月	補助額	4月	円	10月	円
交付月	補助額						
4月	円						
10月	円						

第3号様式（第5条関係）

<p>公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金事業計画変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 厚 木 市 長</p> <p style="text-align: center;">所在地 団体名 代表者名</p> <p>次のとおり申請します。</p>	
1 事業名	
2 施行場所	
3 変更申請金額等	<p>変更申請金額 円</p>
	<p>同上算出基礎</p>
4 変更の理由及び内容	
5 変更日	年 月 日
6 添付書類	<p><input type="checkbox"/> 変更事業計画書</p> <p><input type="checkbox"/> 変更収支予算書</p> <p><input type="checkbox"/></p>

第4号様式（第5条関係）

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金事業計画変更承認通知書

年 月 日

様

厚木市長

印

次のとおり承認します。

1 事業名	
2 変更補助金額	円
3 条件	<hr/> <hr/> <hr/>
4 指示事項	

第5号様式（第7条関係）

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 厚木市長

所在地
団体名
代表者名

次のとおり報告します。

1 事業名	
2 期間	
3 施行場所	円
4 事業費	円
5 補助金額	円
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業結果報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/>